

救急だより **ピーポポ**



編集・発行 さつま町消防本部

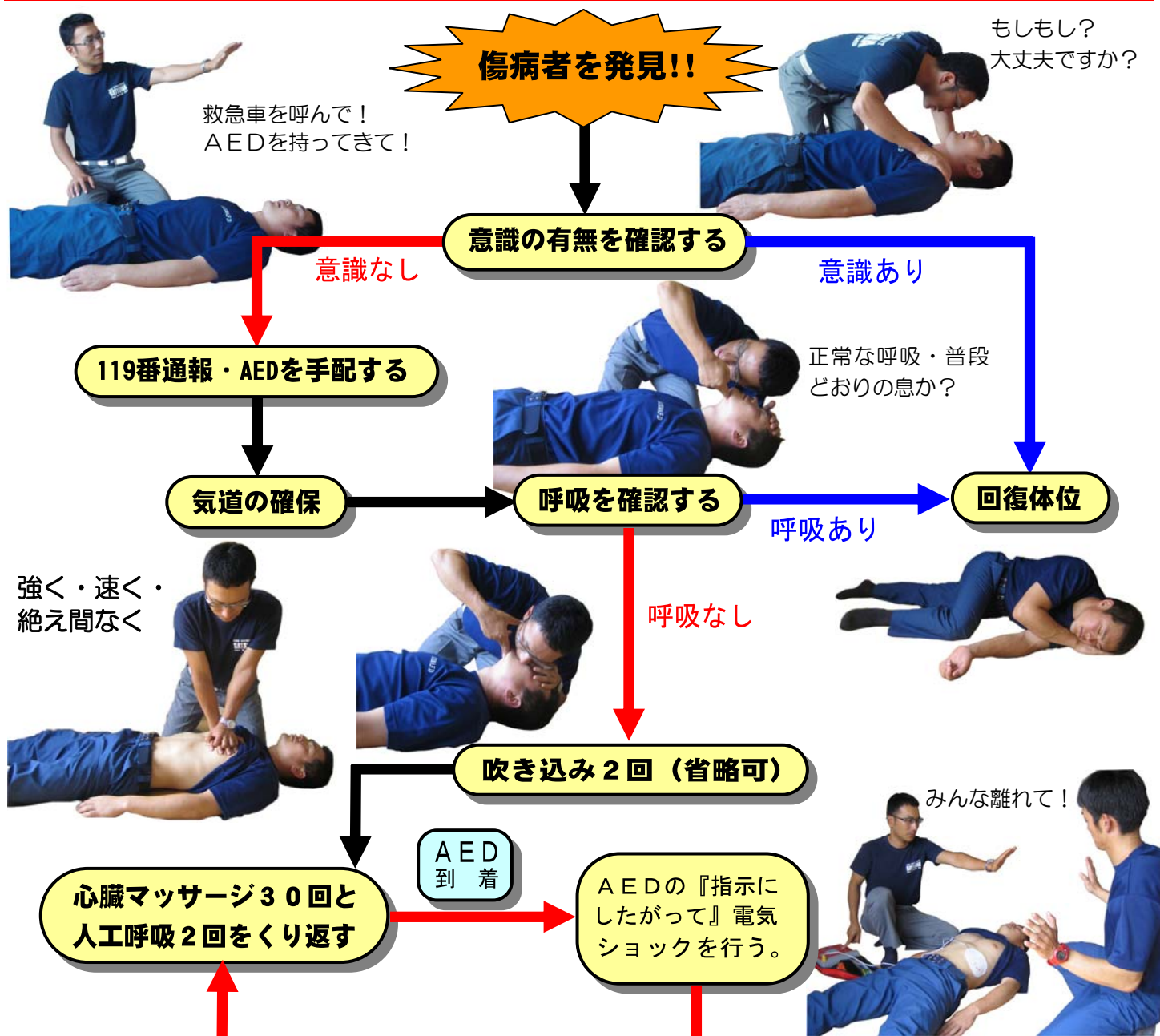
〒895-1816 さつま町時吉 366 Tel 52-0119 Fax 53-0119
E-mail shobo@satsuma-net.jp
web http://www.satsuma-net.jp/ 発行 平成 19 年 8 月

目の前で人が倒れたら・・・あなたは どうしますか？何ができますか？

心肺蘇生法が 変わりました

これまで、普通救命講習などで行っていた心肺蘇生法の実施方法が改正され、より覚えやすい救命法へ変わりました。自分の愛する家族や友人のために、そして自分自身のために、心肺蘇生法を身に付けましょう。

今回は新しい心肺蘇生法の流れを紹介します。ここに紹介するのは成人用（8歳以上）の心肺蘇生法です。



※救急車が到着するか、傷病者が動き出すまで続ける

※ここでは手順のみを説明してあります。細かい手技は普通救命講習を受けて習得しましょう！

主な変更点

最も大きな変更点は、胸骨圧迫（心臓マッサージ）の意義が強調されていることです。

効果的な蘇生法を行うには、できるだけ早期から**十分な強さと十分な回数**の胸骨圧迫が絶え間なく行われることが重要となります。

- 「循環のサイン（息・咳・体動）」の確認を不要とし、心肺蘇生法の開始の判断を早める。
- 人工呼吸の吹き込む時間を1回につき2秒から**1秒**に変更。傷病者の胸が軽く膨らむ程度
- 全ての傷病者に対して**、胸骨圧迫と人工呼吸の回数の比率を15対2から**30対2**に変更。
- AEDによる電気ショックの連続回数を3回から**1回**にするとともに、電気ショック後は**ただちに胸骨圧迫**を行う。
- AEDの使用について8歳以上だったものが**1歳以上**に変更。

（ただし8歳未満の小児には原則として小児用電極パッドを使用します。）

これまでの心肺蘇生法を否定するものではありません。

より救命率をあげることを目的とし、手順の簡素化、合理性、有効性を総合的に考慮し変更されたものです。

9月9日は 救急の日



救急医療週間は9月9日から15日まで

毎年9月9日は『救急の日』です。またこの日を含んだ1週間を『救急医療週間』とし、救急医療に対する理解と認識を深めてもらおうと、全国でいろいろな行事が実施されています。

☆救急医療町民講座開催

いつでも・だれにでも簡単にできる「家庭で役立つ応急手当」について学んでみませんか？

日時 平成19年9月11日（火）

午後2時00分から

場所 鶴田中央公民館

内容 講演・救急講習など

※どなたでも受講できます。

救急車の適正な利用について

救急車は、急いで病院に搬送しなければならない場合やほかに搬送する手段がない場合に活用するように定められています。

緊急でない場合に救急車を利用すると一刻も早く病院で治療を受けなければならない人への対応が遅れ、「救える命」が救えない状況になる可能性があります。

救急車を本当に必要とする人が安心して利用できるよう、救急車の適正な利用にご協力ください。



ご利用ください！

これから運動会やスポーツ大会など「スポーツの秋」を楽しむ季節となります。しかし、そこで突然人が倒れたら、近くにAEDがあったら助かったかも・・・

このようなことにならないためにも、役場総務課と消防本部に設置してあるAED 2台を無料で貸し出しています。

貸し出しには普通救命講習の修了者等のAEDの取り扱いを熟知した方が複数名参加しているなどといった条件があります。

詳しいお問い合わせは

役場総務課秘書人事係 Tel53-1111

消防本部救急救助係 Tel52-0119